

監 査 公 表

津市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成19年3月5日

津市監査委員 岡 部 高 樹
同 平 岡 益 生
同 永 田 正
同 山 中 利 之

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査執行者

津市監査委員 岡 部 高 樹
同 田 中 勝 博
同 村 田 彰 久
同 山 中 利 之

第2 監査実施年月日及び監査対象

監査実施年月日	監 査 対 象
平成18年12月27日	<榊原財産区> <波瀬財産区> <河内財産区>

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員の説明を聴取し、関係諸帳簿を調査して監査を実施した。

第4 監査の着眼点

監査の実施に際しては、予算の執行は計画的、効率的に行われているか、

また、その手続は適切か、会計処理は法令等に基づき行われているか、現金の取扱いは適切に行われているか、財産の管理は適切に行われているか、各種の帳簿、書類の記帳、保存等は適切に行われているかなどのほか、事務処理は効率的、効果的に行われ、改善すべきところはないかなどを基本的事項とした。

第5 監査の結果

各財産区の財産の管理及び処分等に当たって、法令等の定めるところに従い、適正に執行されているものと認められた。

各財産区の監査の結果の概要は、次に述べるとおりである。

<榊原財産区>

1 指導事項

さくらまつり事業などに対し補助金を交付されているが、交付申請書、実績報告書などの記載内容が簡略化されているため、申請内容等を十分精査できないことから、申請受付時に内容の確認を行うよう指導した。

2 所 見

財産区所有地のうち、直営林及び地元貸付地について、境界確認・境界杭の設置・地図整備作業などを順次、進められており、現在、対象面積966万6,103ヘクタールに対し、約3分の1を終了されたところであるが、所有財産の適正な管理に向け、引き続き、作業実施に努められたい。

また、覚書により、地上権設定契約解消のための補償金を毎年、旧地上権者に支払われているが、当該覚書の更新時には損失補償額を十分精査のうえ処理されたい。

<波瀬財産区>

1 指導事項

特になし。

2 所 見

当財産区は、本市一志町波瀬に設置され、山林、畑、田など約101ヘクタールを所有し、管理しているが、所有権移転登記がされていない土地が12筆あることから、これらの土地の整理について積極的に取り組まれたい。

また、財産の管理及び処分等については、地方自治法第296条の5

に規定する財産区運営の基本原則等に十分に配慮されたい。

<河内財産区>

1 指導事項

特になし。

2 所 見

当財産区は、本市芸濃町河内に設置され、山林約13ヘクタール及び公民館1棟を所有し、管理しており、その収入及び支出は、本市一般会計と分別して経理されている。

財政調整基金について、適時に、確実かつ効率的な運用がなされるよう、資産運用基準について検討されたい。なお、平成17年度河内財産区会計歳入歳出決算審査意見において指摘した基金運用益の処理に一部不適切な処理があったことについて、当年度は、これを是正すべく、必要な予算措置が講じられた。

当年度歳出予算の執行率は、平成18年11月末現在で、1.4パーセントであり、今後の主な支出見込みについてみても、議員報酬その他諸経費のみであることから、予算積算の適正化について検討されたい。

当財産区の財産台帳について、不動産登記事項証明書による土地面積等の確認により、正確な数値を把握されるとともに、立木推定蓄積量についても、合理的な算定方法によりこれを算定され、その算定方法を明らかにされたい。

財産の管理及び処分等については、地方自治法第296条の5に規定する財産区運営の基本原則等に十分に配慮されたい。